

城東区医療関係防災会議設置要綱

(設置)

第1条 大規模災害発生時に、城東区における医療救護活動を円滑に推進するため、城東区医療関係防災会議(以下、「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 大規模災害発生時における第3条第1項に掲げる各機関の役割等に関すること
- (2) 大規模災害発生時における医療救護所等の設置に関すること
- (3) 平常時における大規模災害発生時の準備等に関すること
- (4) その他、城東区長(以下、「区長」という。)が必要と認める事項に関すること

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる職にある者及び各機関の代表者をもって組織する。

- (1) 区長
- (2) 城東区保健福祉センター所長(城東区役所副区長)
- (3) 城東区役所市民協働課防災・防犯担当課長
- (4) 城東区役所保健福祉課長
- (5) 城東区医師会
- (6) 城東区薬剤師会
- (7) 城東区歯科医師会
- (8) 城東消防署長
- (9) 城東区内の災害医療協力病院
- (10) その他区長が必要と認める者

2 区長は、前項のものに会議への出席を要請することができる。

(会議)

第4条 会議の招集は、年に1度、区長が行う。ただし、区長が必要と認めるときは、臨時に関係者のみを招集して会議を行うことができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、城東区役所市民協働課において処理する。

(施行の細則)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、会議において定める。

附則

この要綱は、平成 30 年 3 月 14 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 1 月 22 日から施行する。